

【高槻本部】〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 14-13 丸西ビル 4F TEL 072-686-5131 FAX 072-686-5090

【大阪事務所】〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-4-17 千代田第一ビル 7F TEL 06-6654-6805 FAX 06-6654-7020

【京都事務所】〒600-8095 京都市下京区東洞院通綾小路下ル扇酒屋町 289 番地デ・リードビル 304 号

TEL 075-354-8455 FAX 075-354-8466

今月号のテーマ

E-mail info@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>

- ・ 会計や簿記がおおきく変わる？（三原）
- ・ 小規模企業共済・倒産防止共済が改正されました（中原）
- ・ 貸金業法が変わります（柏田）



会計や簿記がおおきく変わる？（三原）

3月決算上場企業各社が決算書を公開するこの時期、皆様と同業の決算情報を是非商売の参考にしてください。各社ホームページのIR（投資家向け）情報等に掲載されているはずですが、そこからはいろんな有意義な情報が読み取れます。文章・言葉で事業概況を説明している部分も多くありますが、やはり会計情報が重要です。不明なところがあれば遠慮なくE3Pスタッフに訊ねてくださいね。

ところで、最近の会計の流行をご紹介します。IFRS（イファースと読みます、国際的な会計基準のことです）が日本でも強制されるとか何とかで世間の会計経理関係者がここ1年ほど騒いでいます。本屋へ行けば「猿でもわかるIFRS」のようなタイトルの本がたくさん並んでいます。

IFRSでは貸借対照表も損益計算書も様変わりします。たとえば、貸借対照表資産の部は有形固定資産から始まるのもOKです。また、たとえば「経常利益」という概念がありません。日本の会社もこの基準で決算書を作成するとなれば、今までの会計や簿記で覚えたことはガラッと変わります。

今のボーダレス化のなか、世界各国が独自の会計ルールでの決算を続けると各社の公平な比較ができません。そこで世界統一の共通会計ルールにしましょう、という動きです。そこで、現実に強制されるかといえば、それはまだ不明です。日本の産業界は反対しています。また、強制されるとしても早くても5年後です。しかも、株式を上場している企業だけがこのルールで決算書をつくるということです。ですから非上場の中小企業は今までどおりの日本のルールでよいわけで、今のところ特にあわてる必要はありません。

ただし、現行の日本の会計制度ルールそのものが毎年どんどんIFRSに近づくように改訂されています。それに無知で税務のみの理解で決算書を理解していると、気がつくとき世の中から置いていかれているということになりかねません。ここでもどしどしE3Pスタッフに訊ねてくださいね。わかりやすくいろいろご説明いたします！

☆各種申告納付期限のご案内☆

該当の事業者様は社会保険と源泉所得税について次の申告納付手続きが必要となります。ご注意ください。

- ① 労働保険の年度更新…申告納付期限 7月12日（月）
- ② 社会保険の定時決定…申告期限 7月12日（月）
- ③ 源泉所得税の特例納付…申告納付期限 7月12日（月）

これらの詳細に関するご質問はE3Pスタッフまでお気軽にお問い合わせください。

小規模企業共済・倒産防止共済が改正されました（中原）

平成 22 年 4 月 14 日に小規模企業共済及び倒産防止共済に関する改正法が成立し、21 日に公布されました。

小規模企業共済とは、個人事業主や会社役員などの退職に備えるため、あらかじめ積み立てておく共済制度です。その掛金は、毎月 1,000～70,000 円の間で自由に選べ、その掛金全額が所得控除となります。また廃業や退職時に共済金を受取る際には、「退職所得」や「公的年金等の雑所得」扱いとなるため、掛金支出時受取り時にも税金計算上お得な制度です。

従前、個人事業についてはその事業主本人しか加入できませんでしたが、改正により共同経営者（配偶者や後継ぎなど）も 2 人まで加入することができるようになりました。（但し、施行については平成 23 年 4 月までとしか決まっていますので、実際に加入出来るのは少し先になります。）

一方、倒産防止共済とは、取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するためのもので、掛金は毎月 5,000～80,000 円までの範囲で自由に選び、掛金総額が 320 万円になるまで積み立てることが出来ます。実際に取引先の倒産等があった場合には、最高 3,200 万円までの貸付けを受けることが出来ます。なお、この掛金は法人では損金、個人では必要経費に算入することが出来ます。

こちらも施行は先になりますが、改正により掛金月額が 20 万円に、掛金総額が 800 万円に引き上げられました。また具体的に決まった内容として、22 年 7 月 1 日以降は私的整理についても共済金の貸付を受けられることになりました。弊社でも加入の取次を行っておりますので、加入を検討したい方は是非ご相談下さい。

貸金業法が変わります（柏田）

「主婦はキャッシングも出来ないの?」「ローン破産が続発するのでは?」各種メディアでもたくさん取り上げられている、6月18日より施行される改正貸金業法について、簡単にまとめてみました。参考になさして下さい。ポイントは下記の3つです。

（1） 総量規制～借り過ぎ・貸し過ぎの防止～

- ・年収の3分の1を超える額の新規の借入が出来なくなります。
- ・借入の際に収入を証明する書類※が基本的に必要になります。

※源泉徴収票・確定申告書・給与明細など

（2） 上限金利の引き下げ

- ・法律上の上限金利が 29.2%から、借入金額に応じて 15%～20%に引き下げられます。

（3） 貸金業者に対する規制の厳格化

- ・法令遵守の助言・指導を行う国家資格のある人を営業所に置くことが必要となります。

特によくある質問として金融庁が出している Q&A には下記のものがあります。

① 全て年収証明書を出さないといけないのか?

→「1つの業者から 50 万円超借りている場合」または「他の業者分も含めて 100 万円超借りている場合」には提出が必須となります。

② 専業主婦（主夫）の場合は?

→配偶者の同意書や配偶者の年収証明書を提出して OK なら借入出来ます。

③ すでに年収の3分の1を超えているが?

→すぐに返済しなければならないということではありません。新規融資は出来ません。

④ 銀行からの借入などはどうなるのか?

→含みません。あくまで貸金業者からの借入が年収の3分の1以内かどうかで判断されます。

⑤ クレジットでの買い物はどうなるのか?

→含みません。ただしキャッシングは含めて計算されます。